

NECグループ転勤者用借上社宅制度をご利用の方へ

ご存知ですか？

お部屋を借りるときに必要な備え

◆借用戶室で火災等が発生した場合

家主に対し、原状回復費用は**入居者（借主）が負担**しなければなりません。
そのため、**家主に対する賠償責任保険に加入する必要**があります。

NECグループ転勤者用借上社宅制度をご利用の方は、
火災等（※）が原因の事故の場合は
家主に対する賠償責任リスクは会社で補償されています。

但し、それ以外で損害を与えた場合は入居者が負担することとなります。
（※）火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故に伴う漏水、溢水等

◆その他の場合

火災以外の原因で家主に対する賠償責任、隣のお部屋や階下へ損害を与えた場合は
ご自身で賠償責任に対する備えが必要です。

家主への補償		自身への補償	他人への補償
火災等で借用戶室に 損害を与えた	火災等以外で 借用戶室に損害を与えた 例) 壁に物をぶつけて 穴をあけてしまった	・火災で家具が燃えた ・落雷で電化製品が壊れた ・盗難でテレビが盗まれた	洗濯機のホースが外れて 階下に水漏れし、 補償を求められた
会社が用意	ご自身で用意		

ご自身でご用意いただく補償については、
「賃貸住宅補償総合保険 新バリュープラン」をぜひご検討ください！